

不妊治療や女性の健康課題に対応する両立支援制度に助成



両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」は、働く女性が不妊治療や女性ならではの健康課題に直面しながらも、仕事と治療を両立できる環境を整えるための制度です。少子化対策や女性の社会進出を背景に、女性がより安心して働き続けられる職場環境の整備を支援することを目的としています。

不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

【対象事業主】

中小企業の事業主が対象で、業種ごとに資本金や労働者数などの要件が定められています。

【支給要件】

（１）支援制度の導入

以下の３つの支援制度のいずれかを、労働協約または就業規則などに規定し、導入すること。

- ・不妊治療
- ・女性の健康課題対応（月経）
- ・女性の健康課題対応（更年期）

（２）労働者への周知

導入した支援制度の内容、利用手続き、賃金の取り扱いなどを労働協約または就業規則に規定し、労働者に周知していること。

常時10人未満の労働者を雇用する事業主で、就業規則の作成・届出を行っていない場合は、導入した各制度の内容を明文化し、全労働者に周知することが必要です。

（３）両立支援担当者の選任

労働者からの相談に対応する両立支援担当者を、制度利用開始日の前日までに選任していること。両立支援担当者は、事業主または雇用する労働者のなかから選任することが基本ですが、社会保険労務士、産業医など外部の専門家（保健師、看護師など）を選任することも可能です。

（４）制度の利用実績

対象労働者が、両立支援のためのいずれかの制度または各制度を組み合わせ、当該制度利用開始日から1年以内に合計して5日（回）以上利用していること。対象労働者1人が各制度を5日（回）以上利用することが必要です。

（５）雇用保険被保険者であること

対象労働者が、制度利用開始日から申請日において、雇用保険被保険者として継続して雇用されていること。

【支給額】

支援制度ごとに、1事業主あたり1回限り以下の金額が支給されます。

- ・不妊治療：30万円
- ・女性の健康課題対応（月経）：30万円
- ・女性の健康課題対応（更年期）：30万円

※最大で合計90万円の支給が可能です。

【申請手続き】

申請期間は、対象労働者が各制度を合計5日（回）利用した日の翌日から2カ月以内です。

各制度について、1事業主あたり1回限りの支給となります。

※最初の対象労働者が生じた場合に、不妊治療、月経、更年期の各制度1回限り支給します。

【終わりに】

不妊治療や女性特有の健康課題に対応した職場環境の整備は、企業のイメージアップにつながり、従業員の長期的な勤務を促進することが期待できます。

人手不足が課題となるなか、従業員の離職率を低下させ、企業内で培われた経験を活かすことは、企業と従業員双方にとって大きなメリットになります。

出典：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryounitsu01/index.html

※本記事の記載内容は、2025年5月31日現在の法令・情報等に基づいています。